

郡山市立中学校給食センターP F I 整備事業

【募集要項等に関する再質問（質問回答に関する質問）】

通し 質問No.	令和7年8月12日公表の 質問回答のNo	質問の内容	回答
1	11 168	No11にて「給食センターの年間調理日数としては195日の予定で、その中から各学校が都合に応じて175日の受配日を選択するという意味です。」とのご回答をいただいております、No168にて「記載の喫食数（詳細は「配付資料2_生徒数等推計_再修正版」）と要求水準書に記載の施設稼働日数や年間受配日数から算出ください。」とのご回答をいただいております。 事業者が提案する変動費の積算について、積算条件の統一化のために念のため確認をさせていただきたいのですが、事業期間中の年間提供食数については、「様式4-4③」の「6行」に記載のある「喫食数」にそれぞれ「195日」を乗じた食数でよろしいでしょうか。	「提供食数」は「喫食数×175日」で、「調理日数」は「195日」であることから、固定費は「1日当たりの単価×195日」で、変動費は「1日当たりの単価×175日」で積算し、過不足のないように費用算出をしてください。
2	15	2学期の開始日は8月25日とのご回答いただき、要求水準書_P7_表1-1にて、開業準備期間は「令和 10（2028）年 7 月～令和 10（2028）年 8 月」と記載が御座います。開業準備期間を2か月設定したい場合は、開始日を「令和 10（2028）年6月25日～」とする提案も可能でしょうか。	可能とします。
3	35	献立の組み合わせや貴市栄養士様の考え方に関わらず、様式5-6別紙の2025年9月25日献立「わかめごはん」に使用する「わかめごはんの素」は各校にコンテナに載せて配送し、各学級にて混ぜるようなイメージでしょうか。センターでの調理において、水で戻す等の作業はないという認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
4	37 51	現実的な協定締結スケジュールとして、「事業契約締結時」に災害協定を締結することは困難と考えます。要求水準書P64_（12）「災害時等における対応及び市との協力体制」については、本施設引き渡し後を想定した文章かとお見受けいたしますので、「維持管理・運営期間開始まで」に変更いただきたくご再考いただけないでしょうか。 原案のまま「事業契約締結時」とする場合には、災害協定の締結書式をご開示いただけないでしょうか。	災害協定の締結時期については、市と事業者との協議の上決定します。要求水準書を修正いたします。
5	45	既存配膳員の雇用について、「事業者決定後、新たな雇用者となる事業者から確実な情報をいただいた上で希望調査を行いたい」と回答をいただきましたが、既存配膳員に向けた会社説明会等の働きかけはいつ頃から行って良いでしょうか。	事業者の提案によるものとしますが、会社説明会等の働きかけは市と協議の上、事業契約後以降に行ってください。
6	53	配送車両の諸税、車検費用や修理整備代は所有権を持つ貴市に請求書が届くことになると思いますが、貴市が支払い後、事業者に請求されるということでしょうか。	市に届いた請求書を事業者にお渡ししますので、事業者側での支払いをお願いします。
7	53	配送車両の任意保険や運送賠償保険（商品事故保険）は最終的には所有権を持つ貴市が決定した保険会社にその決定保険金額を事業者が支払うということでしょうか。	事業者からの提案に基づき市と協議の上、決定した保険会社に事業者が保険契約を行うとともに、保険金額を支払っていただきます。
8	54	配送車両の配送・回収業務費に対する物価改定の指標は「厚生労働省による地域別最低賃金「福島」」になっておりますが、燃料価格（軽油価格）に関しては経済産業省、資源エネルギー庁の指標を基準にいただいた方が妥当ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。	サービス対価Bのうち、配送車両の燃料費の物価改訂に用いる指標は、国内企業物価指数（日本銀行調査統計局）の「石油製品」とします。
9	54	15年間、配送車両を通常使用中、故障してしまい代替（新車購入）しなければならなくなった際、その新しい配送車両の費用は貴市と事業者のどちらの負担になるでしょうか。	経年劣化を含め、原則事業者負担としますが、市帰責事由の場合は市負担、不可抗力の場合は不可抗力に関する定めに従うこととします。
10	54	配送車両の見積り金額と3年後の購入金額にそれなりの差（高額）があった際、物価改定の指標の適用等、何か対応していただけるのでしょうか。	配送車両の見積り金額と購入金額の差額は事業者の負担とします。
11	76	「富田中学校のコンテナや配膳室が手狭だったことから、現在は直接配送ではなく給食センターから配送していますが、配送方法の変更も含め効率的な提案を期待します。」とのご回答につき、「手狭」というのは、直送とした場合、ヤクルト社製品（ヨーグルト等）をクラスごとに仕分けるスペースが狭いとの理解でよろしいでしょうか。	現在の取扱としては、ヤクルト社製品（ヨーグルト等）はクラスごとに分けた状態で納品されるため、仕分け作業は不要です。「手狭」としているのは、直送とした場合、納品されたヨーグルト等を一時保管（保冷庫には入らないため常温保存）する場所がない（給食センターからの配送であればコンテナに載せておける）ためです。 なお、理由の一つとして「手狭」と記載しましたが、それだけではなく、配膳員の作業工程や時間の都合から直送の受取対応が困難である等、複合的な要因により給食センターからの配送としております。

通し 質問No.	令和7年8月12日公表の 質問回答のNo	質問の内容	回答
12	76	「富田中学校のコンテナや配膳室が手狭だったことから、現在は直接配送ではなく給食センターから配送していますが、配送方法の変更も含め効率的な提案を期待します。」とのご回答につき、センターから配送としている現在は、ヤクルト社製品（ヨーグルト等）が配膳室にコンテナで到着した後、配膳員が牛乳用冷蔵庫に保管しているとの理解でよろしいでしょうか。	現在の取扱としては、コンテナの上に滑り止めを付けて置いた状態で配送され、その後冷蔵庫には入れず、配膳作業を経てそのまま提供しております。なお、ヤクルト社製品のヨーグルト等が直送される他の学校においても、原則として冷蔵庫には入れずそのまま提供しております。ただし、夏の暑い時期はヨーグルトを献立に入れない等の配慮を行っております。
13	78	長期修繕計画作成における各事業者の考え方やアピールポイントを提案書の枚数が増えない範囲で様式6-16に特記事項として記載させて頂きませんか。	8月15日に公表した「04-6_様式集⑥【様式6、6-1～6-22】性能審査（令和7年8月15日修正版）」にて、様式6-16を修正しております。審査基準に記載した評価項目「5 維持管理に関する事項（16）長期修繕計画」に関する提案についてWord形式A 4 横長1～2 枚程度、長期修繕計画表をExcel形式A 3 横長は1 枚でご提出ください。
14	93	事業契約19条（契約保証金）を修正いただきましたが、19条1項に「工事履行保証契約を締結した場合を除き」という規定があります。正しくは「履行保証保険契約を締結した場合を除き」という理解でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。契約保証金に代わる担保の提供方法は、第19条第2項に規定しているため、「第2項の規定により担保を提供した場合を除き」に修正いたします。
15	95	修正後の第19条の規定内容をご教示ください。	令和7年8月12日に修正版の事業契約書（案）を公表しておりますので、御確認ください。 また、募集要項等に関する再質問等への回答に合わせて、令和7年9月5日にも、修正版の事業契約書（案）を公表しておりますので、御確認ください。
16	101	近隣対策の内容に関する、「社会通念上求められる範囲で御提案ください」とのご回答について、事業者が第2 2条第1 項に基づき近隣対策の実施について努力義務を負うことは承知しましたが、その具体的な業務内容について、事前に市に「提案」する義務や、市の承諾を得る義務は、（努力義務を含め）負わないとの理解です。当該理解に誤りはないでしょうか。	御認識のとおりです。
17	116	いただいたご回答内容からすると、第5 3条第3 文は、「この場合の登記手続に直接要する費用（印紙代及び司法書士への報酬を含む。）は市の負担とする。」と修正いただくということでよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。ただし、登記手続に直接要する費用（印紙代及び司法書士への報酬を含む。）は市が負担するものとしますが、事業者の協力に係る費用は合理的な範囲で事業者が負担することとします。
18	118	修正いただいたものでも、「原因究明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならないとき」については、やはり「市の承諾」次第で事業者の負担の有無が決められる規定となっており、依然として事業者に過度に不利な規定となっておりますので、「事業者がその責めに帰すべき事由によるものでないことを明らかにした場合、又は原因究明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合」としていただくか、「市の承諾」について規定する場合であっても、合理的な理由なく承諾を拒むことは不当と存じますので、少なくとも末尾に「市は、前記承諾を合理的な理由なく拒むことができない。」と追記していただきたく存じます。また、第6 7条第6 項第2号及び第7 7条第6号も同様に修正いただけますでしょうか。	御意見を踏まえて検討いたしましたが、原案のとおりとします。
19	121	違約金に関する条項については、そのようなことが発生しないように取り組む次第でございます。前回の質問意図といたしましては、本事業に対する違約金の潜在リスクを応札事業者として把握したくご質問をさせていただきました。可能性としては限りなく低い事象とは理解しておりますが、再度以下ご確認いただきたくお願いいたします。 「違約金が同時発生することがあり得ます」とのご回答ですが、複数の異なる違約金条項に抵触した場合であっても、実際に事業者が負う違約金支払義務の範囲は、いずれか1つの条項に基づく金額を上限とするとの理解でよろしいでしょうか。実務上、解除の意思表示をする際に、該当し得る複数の解除事由を挙げることはあり得るとしても、実際に生じる解除の効果は、複数の解除事由のうちの1つから生じる1つの解除権に基づくものであり、第7 9条第2 項、第8 0条第1 項又は第1 0 6条第4 項のうちの複数の解除事由に該当したからといって、違約金支払義務が二重・三重に同時発生することは法的に不相当な帰結と考えますがいかがでしょうか。	御意見を踏まえて、事業契約書（案）第79条、第80条、第106条を修正しました。

通し 質問No.	令和7年8月12日公表の 質問回答のNo	質問の内容	回答
20	126	「初年度も第2年度以降と同様に1年間相当額を違約金とします。」と回答がありますので、事業契約書案（8月12日修正版）の80条1項の「並びにサービス対価Cの合計額」という記載は削除漏れではないでしょうか。	御認識のとおりです。事業契約書（案）第80条第1項第1号及び第106条第4項第2号における、「並びにサービス対価Cの合計額」という記載を削除しました。
21	127	開業準備業務期間中又は維持管理・運営期間中の段階（施設整備業務が完了し引渡しが進んでいる状況）において、施設整備業務に係る対価を相殺の対象としている事業は全国的にも異例かと存じます。金融機関がプロジェクトファイナンスを検討するにあたり、施設整備業務に係るサービス対価はローンの返済原資であり、極めて重要なポイントであるため、サービス対価A2は相殺の対象から外していただきますよう再考をお願いいたします。	御意見を踏まえて検討いたしましたが、原案のとおりとします。
22	130	事業所税の税率変更に伴う納付額の増加が、特定目的会社の収支計画の悪化要因となり、事業の継続が困難になる可能性も想定されますので、事業所税の税率変更リスクは貴市の負担としていただきますようご再考をお願いいたします。	御意見を踏まえて検討いたしましたが、原案のとおりとします。
23	131	第106条第4項第2号の「維持管理・運営期間の翌年度分のサービス対価B（固定料金）及びサービス対価B（変動料金）の合計の1年間分相当額」と、同項3号の「維持管理・運営期間の第2年度のサービス対価B（固定料金）及びサービス対価B（変動料金）の合計の1年間分相当額」は、表現こそ異なりますが、同内容と理解してよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。第19条第1項第3号にて、「維持管理・運営期間第2年度サービス対価B相当額」という用語を定義し、記載方法を統一しました。
24	141	事業契約書案（8月12日修正版）の92条の不可抗力の損害について事業者の負担は「サービス対価の1/100に至るまで」と記載がありますが、このサービス対価には消費税及び地方消費税は含まれていない理解でよろしいでしょうか。最大負担額が変わるためご教示願います。	御認識のとおりです。
25	145	「維持管理・運営期間中のSPC管理費は改定しません。」とのご回答ですが、SPC管理に係る経費についても、人件費の上昇や物価の変動に合わせてサービス対価を改定いただくことが望ましいと考えます。ご再考いただけないでしょうか。	御意見を踏まえて検討いたしましたが、原案のとおりとします。
26	155	「4(1)ウ提案内容に関する提出書類」のうち、「(2)性能審査に関する提出書類（様式6～6-22）」は、A4 横長左綴じの2穴バイン্ডファイルに綴じとございますが、「A4縦長左綴じ」でのご提出もお認めいただけないでしょうか。その際、提案書類もA4縦長でのご提出でも宜しいでしょうか。	提案書類は「A4 横長」としますが、ファイルの綴じ方はA4 横長上綴じによるA4 縦長ファイルを使用することも可とします。
27	155	「A3 横長はA4 横長に収まるように折り込むこと」とありますが、このように折り込む、折り込みを開く際にとファイルの上もしくは下にはみ出す形になります。そのような折り込み方で問題ないという認識でしょうか。	No.26の回答を御参照ください。
28	164	「調理備品、食器・食缶」の行を項目追加するように、他の項目につきましても必要に応じて事業者が行や列を追加することはお認めいただけますでしょうか。	認めます。
29	169	「2 資金計画」において、直接法での作成に関し「承認しかねます」とのご回答をいただいておりますが、質問の趣旨が不明確でしたので、再度質問いたします。 平成30年の税制改正により、割賦基準が廃止され、2020年5月には会計上も、新しい収益認識基準が創設されました。 これにより、支払条件が分割払いがあったとしても、施設整備に関する売上は工事の進捗等に応じて計上することとなっております。 現行の税務・会計基準に照らして、間接法でキャッシュフローを作成する場合、分割払いの施設整備のサービス対価の入金は「売掛金の減少」として表記され、資金支出がないにもかかわらず、資金支出欄に「売掛金の増加」として表記することになります。 このことから、間接法のキャッシュフローは資金の出入りが把握しにくく計画となってしまうため、直接法のキャッシュフローを作成することをお認め頂くようお願いする次第です。改めてご検討いただけますでしょうか？	提案書類の確認の観点から間接法を採用しているため、原案のとおりとします。ただし、直接法のキャッシュフローについても参考資料としての提出は認めます。

通し 質問No.	令和7年8月12日公表の 質問回答のNo	質問の内容	回答
30	171	泥付き野菜に関して、配布資料26には「泥付き」に関する記載がございました。冷蔵の「根菜類」が泥付きのものを含んでいるという認識でよろしいでしょうか。具体的な泥付き野菜の種類（ごぼう、じゃがいも等）が分かる場合はご教示ください。	現時点で確実に泥付きで納品される食材はございません。ごぼう、じゃがいも等が泥付きで納品されることはございます。配付資料26に追記いたします。
31	179	受配校に納品されたパンは、配膳室で事業者（配膳員）がパンをクラス毎に仕分けする作業が必要になりますでしょうか。	御認識のとおりです。配膳室で数量等を確認の上、教室ごとに容器に入れ、食器・食缶とともにワゴンで運搬してください。
32	179	パンの仕分けに使用する作業台が必要になりますが、市で開業前に調達するという認識で宜しいでしょうか。	現在もパンの仕分けを行っておりますので、新たな作業台の設置は不要と考えております。
33	179	各学校で使用後の配膳用パン箱は、各校の配膳室内、もしくはパン業者が回収し、洗浄・保管するという理解でよろしいでしょうか。	パン箱は各受配校の配膳室で配膳員が清掃し、次亜塩素酸ナトリウム等により消毒を行い、保管してください。